

の航空機使用事業の許可

(五) 航空法第二百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可

許可件数

一件につき十五万円

百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可

(注) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第三十条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）又は流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地整備改善活性化法第十六条第一項（特定事業計画の認定）の規定による特定事業計画の認定若しくは中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項（特定事業計画の変更の認定）の規定による特定事業計画の変更の認定又は流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化

計画の変更の認定)の規定による総合効率化計画の変更の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項又は第二項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。

(一) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号) 第三条第一項(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 貨物利用運送事業法第七条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第四条第一項第四号(登録の申請)の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの(財務省令で定めるものに限る。)又は同号の業務の範囲の増加に係るものに限る。)	登録件数	一件につき一万五千円

る。)		
(三) 貨物利用運送事業法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
(四) 貨物利用運送事業法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき二万円
(五) 貨物利用運送事業法第三十五条第一項（登録）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(六) 貨物利用運送事業法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号の利用運送の区間又は業務の範囲の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千元
(七) 貨物利用運送事業法第四十五条第一項（許可）の船舶	許可件数	一件につき十二万円

運輸事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可

(八) 貨物利用運送事業法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）

認可件数

一件につき二万円

百四十 倉庫業者の登録又は認定

(注) 流通業務総合効率化促進法第八条（倉庫業法の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

(一) 倉庫業法第三条（登録）の倉庫業者の登録

登録件数

一件につき九万円

(二) 倉庫業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（倉

倉庫の数

一個につき三万円

庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る。)

(三) 倉庫業法第二十五条(トランクルームの認定)の認定

トランクルームの数	一個につき一万円
-----------	----------

百四十一 ホテル若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関の登録

(一) 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条(ホテルの登録)のホテルの登録

登録件数	一件につき十五万円
------	-----------

(二) 国際観光ホテル整備法第十八条第一項(旅館の登録)の旅館の登録

登録件数	一件につき九万円
------	----------

(三) 国際観光ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の登録
実施機関に係る登録(更新の登録を除く。)

登録件数	一件につき九万円
------	----------

百四十二 旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録

(一) 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)又は第六条の四第一項(変更登録)の規定によ

登録件数	一件につき九万円
------	----------

る旅行業の登録又は変更登録（政令で定めるものに限る。） (二) 旅行業法第三条の規定による旅行業者代理業の登録（政令で定めるものに限る。） (三) 旅行業法第十二条の十一第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円 一件につき九万円
百四十三 予報業務の許可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録 (一) 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条第一項（予報業務の許可）の予報業務の許可 (二) 気象業務法第二十六条第一項（無線通信による資料の発表）の規定による気象の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可	許可件数 許可件数	一件につき九万円 一件につき九万円

(三) 気象業務法第三十二条の二第一項（測定能力の認定）の規定による認定測定者の認定 (四) 気象業務法第九条（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	認定件数	一件につき九万円
百四十四 建設業の許可又は監理技術者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る登録経営状況分析機関の登録		
(一) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項（建設業の許可）の国土交通大臣がする建設業（同法別表第一の下欄に掲げる建設業をいう。以下「<u>一</u>」において同じ。）の許可（更新の許可及び次の区分ごとに他の建設業について既に国土交通大臣の許可がされている場合における許可を除くものとし、二以上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされる場合には、次の区分ご		

とにこれらの許可を一の許可とみなす。）

イ 建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可
許可件数
一件につき十五万円

ロ 建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可
許可件数
一件につき十五万円

(二) 建設業法第二十六条第四項（講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
登録件数
一件につき九万円

(三) 建設業法第二十七条の二十四第一項（登録経営状況分析機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
登録件数
一件につき九万円

百四十五 工場において製造する浄化槽の型式の認定

(一) 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項（認定）の規定による工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）
認定件数
一件につき九万円
（既に(一)に掲げる認定を受けている型式

(二) 浄化槽法第十三条第二項の規定による外国の工場において製造する浄化槽の型式の認定(更新の認定を除く。)

認定件数

と重要でない部分の
みが異なる場合の認
定で政令で定めるも
のについては、一万
五千円)
一件につき九万円
(既に(一)に掲げる認
定を受けている型式
と重要でない部分の
みが異なる場合の認
定で政令で定めるも
のについては、一万
五千円)

百四十六 不動産鑑定業者の登録若しくは登録換えに係る登録又は不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録

(一) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第一項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法第十五条（登録）の不動産鑑定士が受ける登録を除く。）又は同法第二十六条第一項第二号（登録換え）の登録換えに係る登録（同法第十五条の不動産鑑定士が受ける登録を除く。） (二) 不動産の鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十七 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者に係る登録講習機関の登録 (一) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	免許件数	一件につき九万円

第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。） （二）宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十八 積立式宅地建物販売業の許可 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号） 第三条（積立式宅地建物販売業の許可）の規定により国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可	許可件数	一件につき十五万円
百四十九 前払金保証事業の登録 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第三条（登録）の前払金保証事業の登録	登録件数	一件につき十五万円
百五十 不動産特定共同事業の許可又は業務の種別の変更の認可 （一）不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第	許可件数	一件につき十五万円

三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の規定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可 ㊦ 不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第五条第一項第六号（許可の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	認可件数	一件につき三万円
百五十一 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録 ㊦ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十条第一項（登録）のマンション管理業者の登録（更新の登録を除く。） ㊦ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

(三) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		登録件数 一件につき九万円
百五十二 測量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録 (一) 測量法第五十五条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録及び同法第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士が受ける登録を除く。） (二) 測量法第五十条第三号又は第四号（登録養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十三 広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第一項第三号イ（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円

百五十四 住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録試験機関の登録

(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十一条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）又は第三十三条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十九条第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

く。

百五十五 一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用又は広域的処理の認定

(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の八第一項（一般廃棄物の再生利用に係る特例）又は第十五条の四の二第一項（産業廃棄物の再生利用に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用の認定	認定件数	一件につき十五万円
(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）又は第十五条の四の三第一項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定	認定件数	一件につき十五万円
(三) 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理に係る変更の認定（当該広域的な処理の内容に関する事項の変更の	認定件数	一件につき三万円

認定で財務省令で定めるものに限る。）

百五十六 登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の登録

(一) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十九条第一項（登録特定原動機検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

(二) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十六條第一項（登録特定特殊自動車検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

百五十七 国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録

(一) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項（登録機関の登録）の登録

登録件数

一件につき九万円

(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法

登録件数

一件につき九万円

律第三十三條の八第一項（認定機関の登録）の登録		
百五十八 遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録		
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十七条	登録件数	一件につき九万円
第一項（登録検査機関の登録）の登録		

別表第三中「別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）」を「別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）」に改め、同表の一の項中「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表の三の項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削り、同表の七の二の項、十九の二の項及び二十二の項中「別表第一の第一号から第十八号まで」を「別表第一第一号から第二十三号まで」に改め、同表の二十四の項中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、「（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、「数の株式又は出資の金額」を「数又は金額の株式又は出資」に、「属すること」を「属する場合その他政令で定める場合であること」に改め、同条第七項第二号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改める。

第十六条第二項中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十七条第一項中「以下この項」を「以下この項及び次条第一項」に、「次条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例）

第三十七条の二 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く）

く。以下この項、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内（当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないことを認めるときは、その申請を却下する。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、同項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りでない。

6 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（前条第一項の規定の適用を受ける事業者に限る。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で定める課税期間を含む。以下この項において「不適用被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることの必要がなくなつた場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第二項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合におい